

監事監第0627001号
平成23年6月27日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋 殿

独立行政法人福祉医療機構
監事 宮地 薫
監事 丸田 康男



平成22事業年度監事監査報告書の提出について

標記報告書について、別添のとおり提出いたします。

(別添)

平成22事業年度監事監査報告書

独立行政法人 福祉医療機構
監事 宮地 薫
監事 丸田康男

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定並びに独立行政法人福祉医療機構監査規程（以下「監査規程」という。）に基づき実施した独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22事業年度における業務及び会計監査の実施について、監査規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

I. 監査方法の概要

1. 役員会、経営企画会議、貸付審査会、契約審査会、コンプライアンス委員会等各種委員会その他機構の重要な会議に出席するほか、重要な決裁文書等を閲覧するとともに、必要に応じ、各業務の状況を聴取した。これらにより監査に必要な組織の活動に関する情報を得た。
2. 平成22事業年度監事監査計画に基づき、本部及び大阪支店の業務について、事前に提示した質問事項に関して関係資料の提出を求めるとともにヒアリングを実施し、必要に応じ追加的な書面監査・実地監査等を実施することにより業務監査を実施した。監査結果は役員会及び該当部門に報告し、監事からの検討依頼事項等に対しては、別途対応状況等につき報告を受けた。
3. 平成22年度事業報告書について、業務監査を実施した。
4. 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書（以下「財務諸表」という。）、決算報告書及び事業報告書（会計に関する部分に限る。）等会計監査については、会計責任者への聴取等を行うとともに、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、監査を実施した。

II. 監査結果

1. 会計監査

- (1) 財務諸表は、関係法令及び独立行政法人会計基準等に準拠して、適正に作成されており、機構の財政状態、運営状況等財務運営に関する情報を正しく示していると認められた。
- (2) 決算報告書は、機構の予算の区分に従って、決算の状況を正しく示していると認められた。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、機構の運営状況を正しく示していると認められた。
- (4) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認められた。

2. 業務監査

- (1) 機構は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業（以下「経営指導事業」という。）、社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）、福祉保健医療情報サービス事業（以下「WAMNET 事業」という。）、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業並びに承継年金住宅融資等債権管理回収業務と、8事業及び1業務を実施しているが、國の方針並びに関係法令及び機構の諸規程等に従い、適正、妥当な執行がなされていると認められた。

また、法令若しくは業務方法書等に違反する重大な事実は認められなかった。

- (2) 事業報告書は、機構の業務の執行状況を正しく示していると認められた。

III. 監査概要

1. 会計監査

- (1) 平成22事業年度収入支出予算等の事務処理状況

- ① 収入支出予算の執行・管理は、関係法令、独立行政法人福祉医療機構会計規程等に従い、適正に行われている。
- ② 収入支出報告書及び合計残高試算表は、毎月適正に作成され、理事長に報告されている。

- (2) 平成22事業年度決算報告書

決算報告書の作成は、機構の予算の区分に従い、独立行政法人会計基準等に準拠して、適正に行われている。

- (3) 平成22事業年度財務諸表

① 平成22事業年度において、650億円の当期総利益を上げている。
また、585億円余の利益剰余金を計上している。

② 当期純損失を計上した勘定は、一般勘定、保険勘定、年金担保貸付勘定である。

一般勘定の損失は、平成22年度に一般勘定に統合した旧長寿・子育て・障害者基金勘定における平成21年度末利益剰余金を国庫返納したことにより臨時損失を計上したことによるものである。

保険勘定の損失は、平成22年度における心身障害者扶養保険資金の運用利回りが0.35%にとどまり、受給者数の増加による責任準備金の増加額が年金資産額の増加額を上回ったためである。結果、平成22年度末の繰越欠損金は111億円となった（前年度末96億円）。

年金担保貸付勘定における損失は、中期目標期間中において損益が均衡するよう貸付金利を設定しているためであり、当該損失は積立金の取り崩しにより解消される。

③ 東日本大震災に関連し、「東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について（平成23年3月30日日本公認会計士協会）」に基づき、一般勘定では、福祉医療貸付先ごとに全損地域、原発地域等の分類を行い、また、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定では、一定の比率により、それぞれ貸倒引当金を計上している。

2. 業務監査

（1）適正な業務運営の実施状況について

① 内部統制の充実・強化の状況

ア 統制環境の整備

機構では、理事長指揮の下、平成20年10月の経営理念（「民間活動応援宣言」）の策定をはじめとして、役員会の在り方の見直しやトップからの情報発信の強化など統制環境の改善や、監査部門の強化などモニタリング面での改善等、順次内部統制強化のための態勢整備を進めてきている。平成22年度においても以下の取組みが行われ、内部統制の統制環境の整備は一応の完了を見るに至っている。

機構の業務は、法令等に基づくものであり、その遵守により成り立つものであるが、機構は、規程やマニュアルの整備と事務の標準化を進め、法令等を遵守した適切な事務処理態勢の整備に努めてきた。平成22年度においては、コンプライアンス（法令等遵守態勢）強化の取組みとして「法令等の遵守に関する規程」を制定し、コンプライア

ンス委員会の設置とともに内部通報制度を開始している。

なお、個人情報については、顧客保護等の観点から適正な管理が求められていることを踏まえ、個人情報管理規程等に基づき重要文書や外部記録媒体の適切な保管の徹底などのほか、情報漏えい対策ソフトを導入し、CD 等の媒体への書き込み制限などの措置もとっている。ただし、これ迄情報漏えい事案発生の都度再発防止策がとられてきているものの、平成 22 年度においても FAX や郵便等の誤送付による個人情報（顧客情報）の漏えい事案が複数発生しており、リスク対応計画に沿ったさらなる対応の強化が課題となっている。

イ リスク管理・危機管理への対応

平成 21 年度、機構は「リスク管理・危機管理基本方針」を制定し、リスク対応計画のもと、リスクの抽出と評価、対応方法の課題と改善、半期ごとの対応実績の評価、という PDCA サイクルが回り始めている。

リスク対応計画上の優先対応リスクと位置づけられた業務継続リスクへの対応として、平成 23 年 2 月「事業継続計画」が策定され、同時に「災害時行動マニュアル」が作成された。平成 23 年度においては、事業継続計画に沿った研修・訓練がスケジュール化されることとなっている。

なお、本年 3 月 11 日の大震災発生時には直ちに危機管理対策本部が招集され、出張中の職員の安全確認等が行われた。

ウ QMS 等による統制環境の整備

機構では、適正な業務運営等を推進するため、そのツールとして、品質マネジメントシステム（QMS 活動、平成 17 年度に導入し平成 19 年度に全業務に拡大）を導入しているほか、助成事業における助成対象事業の選定・評価や、扶養保険事業における資産運用の基本的枠組みの設定・財政状況の検証等において、外部有識者の意見を業務に反映させる仕組を設け、事業の透明性・適正性を確保する対応が講じられてきている。

QMS 活動については、平成 23 年 2 月認証更新審査を受けた際に、「初回登録後 6 年間で非常に水準の高い QMS が構築されている」と評価されている。

エ 「お客さまの声」制度の開始

内部統制強化の一環として、平成 22 年 7 月、機構は、国民の声を受け止め業務改善に資するための取組みとして「お客さまの声」制度の運用を開始した。機構 HP のトップページに“お客さまの声をお待

ちしています”との呼びかけを行っており、その集計結果・対応状況等は毎月の経営企画会議に報告するとともに機構 HP に公表している。

②理事長のイニシアチブによる内部統制強化の取組み

ア 理事長は、これまで、ガバナンス強化や内部統制強化に取り組み、また、折に触れ機構運営の基本的考え方を明らかにしてきているが、平成 23 年 2 月に、経営理念を実現するための基本的な業務運営の考え方を示すものとして、役員会での検討を経て、新たに「平成 23 年度経営方針」を策定し、経営企画会議で発表し周知を図った。

この経営方針においては、3 項目の方針を掲げるとともに、平成 23 年度の重点目標の設定に当たっては、経営理念とともにこの経営方針を踏まえたものとすること、また、数値目標を明確にし、重点目標のうち 1 つは部長以下が一体となって懸命に取り組まなければ達成することが困難な目標を掲げることを求めている。機構における各部店室の重点目標は、職員各自の目標及び業績評価に直接つながる重要な経営ツールである。平成 22 年度においては目標管理工程表が導入されて四半期ごとの進捗状況のレビューが明確に行われることとなったが、平成 23 年度においてはこの経営方針に基づき新たに「目標達成基準」が設定されることとなった。

独立行政法人におけるリスクとして、高い水準の目標・計画を設定しないことや、責任を不明確にするために目標・計画を曖昧にすることを挙げる考え方がある。上に述べた経営方針に基づく目標設定についての方針は、こうしたリスクを意識しつつ経営理念の達成に向けて組織一体となって取り組もうとする、理事長のイニシアチブによる高い次元の統制活動ととらえることができよう。

イ 理事長からは、年度経営方針に加え、平成 23 年度当初において「強く明るい WAM へ」と題する示達があり、この中で「理事長としてこの 3 年間さらに本年度も力を注ぐ重点課題 10 項目」が具体的に示された。

また、理事長の指示により、従来の幹部会を経営企画会議（ボトムアップ版）に衣替えし、幹部職員各々から、上記重点課題 10 項目を念頭に、力点を置いて対応している課題や意見を聞きたい事項などに的を絞った報告を行う場とする運営が始められた。従来からの経営企画会議（トップダウン版）と相まって、上下双方向ともに意思疎通が図られ、情報が共有される組織として機構を運営していくとの意向が実施に移されたものである。

このように、理事長のイニシアチブにより、風通しの良い企業風土に向けた取組みが行われており、内部統制の有効性のベースとなる統制環境の更なる整備が着実に進められているものと考えられる。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」への対応状況

機構では、厚生労働省内事業仕分け及び行政刷新会議 WG による事業仕分けを受けて平成22年6月機構改革案を取りまとめ、運営費交付金の削減や福祉・医療貸付事業における利用者サービスの更なる向上に向けた取組みの徹底などに取組んできた。

さらに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「見直しの基本方針」という。)が平成22年12月7日に閣議決定され、当機構として講すべき措置として、事務・事業の見直し9項目と資産・運営等の見直し5項目が挙げられた。機構では12月の経営企画会議において、理事長から「見直しの基本方針」について説明が行われるとともに、見直し14項目は示されたとおり取組んでいくことが表明され、同時に、全職員に「見直しの基本方針」の趣旨が理解され情報が共有されるよう幹部に対し指示がなされた。これまでのところ、福祉医療貸付事業においては、利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画に明示(平成23年3月に中期計画を変更)したうえで、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を支援していることが認められる。また、旧長寿・子育て・障害者基金事業の基金2,787億円が有価証券売却益134億円とともに国庫返納されているほか、大阪支店の管理部門の廃止や事務所スペースの削減、経営指導事業の見直しなどが予定通り進められている。

(3) 東日本大震災への対応状況

本年3月11日発生した東日本大震災への初期対応として、機構は3月15日、被災者・被災施設に対し、①福祉医療貸付の既往貸付の当面6か月の返済猶予、②福祉医療貸付に係る災害復旧貸付の特例措置(融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ、貸付限度額の引き上げ、貸付期間・据置期間の延長)、③年金担保・労災年金担保貸付における被災地に係る4月約定返済の一時猶予、年金住宅融資の最長3年間の返済猶予等の実施を決定し、HPで公表した。退職手当共済事業においても、必要に応じ掛金納付期限(5月31日)を延長することとした。また、専用電話による特別相談窓口を設置し、土日祝日を含め返済猶予や新規融資

に係る相談に応ずる体制を整え、相談に応じてきている。さらに、助成事業では、被災地における円滑なボランティアの受入れ態勢の基盤整備等に即応するための事業に対し緊急助成を実施したほか、6月1日より、被災者支援の事業に重点を置いた第2次募集を実施している。

本年5月2日に成立した第1次補正予算では、被災した社会福祉施設、医療施設、薬局などの復旧を支援するため、一部無利子を含む優遇条件による建築資金や経営資金として、出資金100億円の増資及び融資枠1,700億円が盛り込まれた。その内容は、HPへの掲載に加え、既往の貸付先に対しては個別に連絡が行われている。こうした融資の申し込みに対しては従来以上に迅速に対応することとしており、6月10日現在、建築資金1件、機械購入資金2件、運転資金13件、合計16件の貸付けが実行されている。また、年金住宅融資についても拡充が行われ、最長5年間の返済猶予等の措置が講じられることとなった。

この間、理事長からは、「利用者にどのような要望があり、それにどのように応えていくかがポイントである。利用者のニーズをしっかりと汲みあげ、機構独自で対応できるものは速やかに実施し、予算措置等の必要なものは当局に提案として働きかけていくことが重要である。」との指示の下対応が行われてきている。これを受け、機構では、震災直後から被災地の貸付先等の状況把握に努め、電話等で連絡の取れない先に対する現地調査の実施や、個別の貸付先の状況を踏まえた金融支援策の検討などを行ってきている。各種関連団体からの要望の確認や、既往の貸付先で当面6か月の返済猶予では対応が難しい先や未だ今後の対応が見極められない先の把握、特別相談窓口への相談内容（5月20日迄に1,945件）の分析等により、今後さらに必要となる対応の具体策や規模につき検討を進めてきている。例えば、関連団体との連携による被災現地での融資相談会が具体化され、また、第2次補正予算編成に向けての検討も行われている。

こうした震災対応のため、理事長以下全役員と関係部署による役員連絡会が毎週定例及び隨時開催されているほか、経営企画会議において機構全体として情報の共有化を図っている。

(4) 役割発揮の状況等について

機構は、理事長をはじめとする適切なマネジメントの下で、各事業とも、その役割の発揮に向けて、積極的な取組に努めていると認められる。役割の発揮状況等について、例示すれば、次のとおりである。

- ① 機構の中核事業である福祉医療貸付事業については、施設開設（予

定) 者の施設整備に対する慎重な姿勢が続いてきたことから、資金需要は弱含みで推移してきたが、平成21年度には、新規借入申込額でみて前年度比3割強の増加に転じ、さらに平成22年度にはこれが前年度比倍増し、機構に対する資金需要が一気に顕在化することとなつた。診療報酬や介護報酬のプラス改定などで福祉医療施設の経営環境が改善に向かっている中で、機構が、政策融資の使命に鑑み、国の目指す介護基盤の緊急整備や福祉・医療施設の耐震化整備をはじめとする各種の政策を支援すべく、融資条件の優遇措置や利用者サービスの向上等に取組んできた成果と評価することができよう。

平成22年度の実績を福祉医療貸付の合計でみると、新規借入申込額が4,787億円(前年度2,386億円)、審査額が4,692億円(同2,359億円)、契約額が3,061億円(同1,846億円)、資金交付額が2,487億円(同2,076億円)となった。資金交付額は5年ぶりに予算額を満額執行する結果となった。平成23年度の資金交付予算額は2,895億円であるが、平成22年度末で、契約済み資金未交付額が1,044億円、審査済み未契約額が3,175億円あり、これに平成23年度の新たな借入申し込みが加わることを勘案すると、施設整備に係る資金交付は数年に亘るとはいえ、借入者の資金交付ニーズに応じた円滑な資金交付のためには、予算が不足する事態も想定した対応が必要と思われる。

ア 福祉貸付の実績

福祉貸付においては、地域における社会福祉施設の安定的な経営を支援すべく、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備、耐震化整備、消防用設備の整備等に対し、融資率の引き上げや貸付利率の引き下げなどの優遇措置を実施してきている。この結果、平成22年度福祉貸付新規申込受理額2,656億円(前年度1,211億円)の内訳をみると、特別養護老人ホーム491件1,994億円(同201件769億円)、保育所525件328億円(同292件192億円)、障害福祉の生活介護事業60件55億円(同43件41億円)等となっており、政策優先度の高い施設整備において借入需要が大幅に増大していることがわかる。

イ 医療貸付の実績

医療貸付においては、地域における医療施設の安定的な経営を支援すべく、緊急的な経営資金、耐震化整備、地域医療計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備等に対し、融資率の引き上げや貸付利率の引き下げなどを実施してきている。平成22年度の医療貸付にお

いては、病院等の経営環境が改善に向かっていること等を反映し、経営安定化資金の借入申し込みが147件133億円と高水準ながら前年度の677件449億円から大幅に減少し、他方、病院等の施設整備資金が264件1,999億円と前年度の179件727億円から大幅に増大した。

また、病院向けの施設整備資金の審査額は118件1,588億円であり、その特徴的な内訳をみると、地域医療支援病院や都道府県が作成した医療計画に名称が記載されている急性期及び専門診療等を担う病院のうち病床数100床以上の病院など所謂「特定病院」向けが94件(80%)、耐震化整備事業が94件(80%)、また、財政基盤が脆弱かつ医療の進歩等に対応した施設整備を支援する必要性の高い200床未満の中小病院向けが66件(56%)となっていることなど(以上、件数は重複してカウント)、医療機関を取り巻く現状や課題を踏まえ、国の医療政策に即して民間の医療機関等の施設運営を支援している状況をみることができる。

ウ 融資相談業務の強化と専門性向上への取り組み

機構では、従来から、福祉貸付・医療貸付とともに全国各ブロック毎に個別融資相談会を開催することなど、融資相談の強化に向け取組んできているが、監事としても、適正な融資の推進、リスク管理債権の未然防止等の観点からも、融資相談の一層の取り組み強化を求めてきたところである。この点に関しては、貸付部・支店において各方面の専門家を招いた勉強会等により専門性を磨き、相談時のアドバイスに役立てるなどの取組みを継続的に行ってきている。また、福祉貸付において、融資相談をより充実させ顧客との問題意識を共有するツールとして「融資のポイント(ガイドライン)について(融資相談から事業完了まで)」を作成して活用していること、医療貸付では、事業計画検討中の顧客を訪問し、理事長や病院長と意見交換を行い、必要に応じ設計・建築・経営問題に関する専門的アドバイスを実施することなど、計画の早い段階からきめ細かく専門性の高い相談業務に力点を置くよう取組んできている。こうした点は顧客サービスの向上という観点からも評価される。

融資相談においてより実効性の高い専門的なアドバイスを提供するためには、また、機構の他の業務においても顧客に対する高度なサービス提供のためには、より専門性の発揮できる人材が不可欠である。この点に関し、平成22年度当初理事長から示された方針の第1が「専門性の発揮できる人材の育成」であった。これを踏まえ、

監事監査計画において「専門性向上のための人材育成に向けた取組みの状況」を監査重点項目に追加し監査を行った。各部・支店それぞれの業務特性に応じた取組みを行っているものと認められるが、平成23年度における理事長の重点課題10項目の1つとして「職員の専門性を強化し強く明るい職員の育成」が挙げられ、また、平成23年度の経営方針にも盛り込まれているように、人材育成・専門性向上の課題は、継続的かつ着実に取り組むべき課題と認識されている。管理職各層・職員各自がさらなる自覚を持って取組むことが求められている。

エ 信用リスクの管理とリスク管理債権の未然防止の取組み

福祉医療分野を取り巻く依然として厳しい経営環境を反映し、機構のリスク管理債権については、財務の観点からも、注視が必要な状況にある。

リスク管理債権比率は、平成17年度をボトムに上昇に転じ、平成20年度末には2.97%に達した。平成21年度末は、一旦2.49%に低下したものの、平成22年度末は、2.67%へ0.18%の上昇となった。この主な要因は、貸出条件緩和債権の増大であり、平成22年度中に新たに条件緩和を行った債権は、106件349億円（前年度60件272億円）にのぼる。機構は、福祉・医療の政策金融という使命に鑑み、また、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、経営の厳しい融資先からの条件緩和の相談には積極的かつきめ細かく対応し、経営の立て直しを側面から支援してきていることの結果とも言えよう。

機構としては、信用リスクの軽減を図るために、リスク管理債権への対応を最重要課題の1つと位置づけ、経営企画会議及び貸付・管理・経営支援連絡会において、新規に発生したリスク管理債権の原因分析と貸付部門へのフィードバック、債権管理部門と経営支援部門が連携して行う既往貸付先のフォローアップ実地調査など、関係部門が連携して未然防止に取り組んできている。顧客支援ひいては地域の福祉・医療施設並びに機能の維持存続を支援する観点からも、今後とも一層の取組み強化が求められている。

機構は、リスク管理債権の動向について、毎月経営幹部に報告するとともに、リスク管理債権区分別の管理状況等についても、四半期ごとに経営幹部に報告を行っている。幹部による検証等のチェック機能は有効に働いていると認められる。

オ 融資に係る制度周知の状況

機構の融資は、その時々の国の福祉医療政策を金融面から支えるものであり、幅広く、融資制度の周知普及や融資方針等を周知することも機構の重要な役割の一つである。福祉貸付、医療貸付とともに、「融資のごあんない」やリーフレットの作成・ホームページへの掲載、関連団体を通じた周知活動や融資相談会の実施など、多様な方法で制度周知に取り組んでいる。

- ② 経営指導事業は、個別経営診断やセミナーを通じて、福祉や医療サービス等を提供する施設の経営を支援するものである。平成22年度の実績は、個別経営診断が総件数1,293件（前年度1,273件）、また、18回開催したセミナーでは受講者総数が3,518人（前年度3,421人）となった。アンケート調査によると、個別経営診断、セミナーともに、高い満足度を得ている。

経営指導事業については、「見直しの基本方針」において、「民間と競合する業務を廃止」することとされた。機構では、セミナーについて、「機構の独自性や付加価値を発揮できるようにすることを目標に、テーマ、講義内容の企画立案、講師の選定を行う」などの見直しの基本的考え方を明らかにしたうえで、民間との競合状況をチェックするために、関連する各種民間セミナーの状況を幅広く調査するとともに、WAMNET利用機関へのアンケート調査や民間コンサルタント等へのヒアリング等を踏まえ、今後のセミナーの実施方法の検討を行った。この結果、平成23年度においては、医療関係では、「地域完結型医療における医療機関の専門特化に向けた施設整備」等各回のテーマを設定した医療施設整備・機能強化セミナーを5回、福祉関係でも、施設整備等貸付と密接に連携した社会福祉施設開設・経営実務セミナーの2回を始め、政策動向を踏まえた機構独自のテーマを設定した福祉施設種類別の経営セミナーを7回、合計14回のセミナーを実施する計画としている。

また、個別経営診断では、平成23年度から、認可保育所の簡易経営診断を開始し、診断メニューの充実を図っている。

- ③ 旧長寿・子育て・障害者基金事業については、平成21年11月の行政刷新会議WGによる事業仕分けにおいて、基金を全額国庫に返納し、必要な事業については毎年予算要求することとされ、併せて管理費についても削減することとされた。こうして旧基金事業は廃止され、新たに国庫補助金としての社会福祉振興助成事業が創設された。

平成22年度の第1次助成は、旧基金事業として平成21年度に募集したものである。平成22年6月には新たな枠組みのもとで第2次募集を行い、8月には重点助成分野のひとつである「貧困者や派遣切りにあった方々等への支援」に特化した第3次募集を行った。更に本年3月には、前述のとおり、東日本大震災の被災地支援のための緊急助成を実施している。

平成22年度の応募状況をみると2,421件93.0億円と前年度の2,168件70.5億円を大幅に上回っており、助成に対するニーズの高さがうかがえる。採択は、1,063件31.3億円で採択率は件数で43.9%、金額で33.7%である。採択された事業の運営主体では、NPO法人・非営利任意団体が82%（件数ベース）を占めている。

この間、管理費の大幅削減もあり、機構では、事業運営に関し、広報の大幅なコスト削減や審査事務のペーパーレス化など広範囲かつ抜本的な見直しを行った。必要に迫られた面は否めないが、限られた時間の中で関係職員が一丸となり、事業の基本的枠組みの切換えにスムーズに対応したものと認められる。

助成の成果の周知・普及活動についても、3会場での事業報告会に加え、児童虐待防止を目的としたシンポジウムの開催など、積極的に取組んでいる。また、事業を支える職員の専門性向上についても、専門家による各種勉強会の実施や、助成先団体との意見交換、活動現場への訪問などによる、職員の専門性向上を兼ねた現場とのネットワークづくり等にも取組んでいる。

平成23年度助成事業については、多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携・ネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有・協働して行う創意工夫ある事業を重視して助成対象事業やテーマを抜本的に見直して事業を進めている。一方、助成金予算額は前年度の30億円から20億円へ大幅に削減され、また、助成スケジュールについては、関係方面との調整に時間を要し、募集が2月15日から4月15日、6月下旬採択、事業開始が可能となる助成決定通知が7月下旬となり、事業実施期間は前年度までに比べ4ヶ月は短縮を余儀なくされる結果となった。機構としては、予算の確保とともに、事業実施期間の短縮によるインセンティブ低下でNPO団体等の民間活動が停滞しないよう懸念する関係者の声もあり、早期の助成金交付のため、財務省の予算原案内示後、速やかに募集を行うことができるよう関係者と調整することが求められている。

助成事業は、募集→審査・選定→採択（以上前年度）→事業実施（当年度）→事後評価（翌年度）→フォローアップ調査（事業終了1年以上経過後）という長いスパンで進められるが、最終評価・フォローアップ調査結果が募集要領に反映され、また、中間評価結果が選定方針に反映されるなど、PDCAサイクルが円滑に機能しているものと認められる。

- ④ WAMNET事業については、福祉保健医療に関する民間団体等が利用できる共通のネットワーク基盤を整備するとともに、介護事業者情報、病院・診療所情報、障害福祉サービス事業者情報など福祉保健医療関連の情報をインターネットを通じて広く一般に提供している。また、地域密着の医療情報の提供を目的とした地域の医療の紹介など医療に関する情報の充実、機構が開催する施設経営セミナーの講義内容や厚生労働省の審議会等の議事内容についての概要コラムの掲載など、提供する情報の質の向上に取り組んでいる。利用者の利便性の向上の面では、利用者アンケートの声を踏まえ、パスワード入力の際の入力補助機能や、施設検索結果を地図上に表示し航空写真でも確認できる機能などの追加も行っている。

平成22年度のヒット件数は、前年度の2.16億件を上回る2.43億件となり、福祉及び保健医療サービス利用者等の利便の向上に寄与していることがうかがえる。

WAMNET事業については、「見直しの基本方針」に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止し、本年4月1日から事業規模の縮減が実施された。なお、掲載を廃止した行政情報については、厚生労働省HPの資料掲載ページへのリンクにより利便性の維持を図っている。また、一時中断していた次期システムの開発について、業務・システム最適化計画の見直しを行い、再開の準備に取り組んでいる。また、機構が独自に保有する情報を活用して利用者への情報提供の充実を図ることにつき検討を行っている。

- ⑤ 年金担保貸付事業及び労災年金担保事業については、毎年20万件超の資金需要に対応しており、融資を通じて年金受給者の生活の安定に寄与している。また、真に当制度を必要としている年金受給者への周知のため、機構HPのほか、受託金融機関をはじめ司法・福祉・消費生活等の相談に係る団体等を含め関係機関にリーフレットを配布して制度周知を図っている。

ただし、厚生労働省及び行政刷新会議の事業仕分けにおいて、年金を担保に貸し付ける仕組みそのものが問題といった意見が出され、結論として、十分な代替措置を講じた上で本事業は廃止することとされた。これに関し、厚生労働省は「年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針」（平成23年3月）を公表しており、そのなかで、「平成24年度においては、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等を見極めつつ、廃止に向けた検討を行い、具体的な計画を立案する。」としている。

また、機構では、「見直しの基本方針」に基づく当面の方策として、平成23年度中に現行制度における貸付限度額の引き下げ等の措置を講ずることとしている。この見直し措置には、1回の年金支給あたりの返済額の上限を年金支給額の2分の1以下とすること、使途に応じた定額限度額（現行一律250万円）の引き下げ、年金担保貸付制度の利用を契機に生活保護を受給することとなった方は、生活保護受給が終了しても5年間は年金担保貸付を申し込むことができない取扱いとすることなどが盛り込まれ、準備が進められている。

現在のところ、現行制度に代わる“十分な代替措置”が明らかでない状況にあって、制度利用者からは、事業を廃止することに対し少なからぬ不安の声がある。機構の「お客さまの声」制度が発足した平成22年8月1日以降本年4月7日までに寄せられたお客さまの声524件のうち380件（72.5%）は年金担保貸付に関するものであり、そのすべてが「年金担保融資の廃止は決まったのか。決まったとしたらいつ廃止されるのか。年金担保貸付制度の存続をお願いしたい。」という声であった。

なお、基本的な理解として、年金担保貸付制度においては公費は投入されておらず、貸付原資は債券発行と民間借入により調達し、管理費や受託金融機関への手数料等諸経費は調達コストに上乗せして貸付金利を設定し、中期計画期間において収支が均衡するよう運営を行っている。即ち、制度運営コストは制度の利用者自身が負担する仕組みとなっている。

- ⑥ 退職手当共済事業については、社会福祉施設に働く職員の雇用環境の整備や雇用の安定に、心身障害者扶養保険事業については保護者死亡後の心身障害者の生活の安定に寄与している。

また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、適切な債権管理により、回収金の国庫納付が行われている（平成22年度分納

付額3,809億円)。

(5) 中期計画及び年度計画の実施状況について

機構の中期計画及び平成22年度計画に基づく業務執行については、毎月開催される経営企画会議において執行状況を検証・管理する等適切なマネジメントの下で実施されており、目標はほぼ達成されている。ただし、中期計画目標のうち、リスク管理債権比率については、前述のとおり平成22度末2.67%と引き続き目標未達の状況にある。

なお、中期目標・中期計画については、「見直しの基本方針」において講すべきとされた事項を着実に推進するため、福祉・医療貸付の審査期間を30日以内に短縮することなどの改正を行っている。平成23年度計画については、改正後の中期目標・中期計画に沿って策定されている。

(6) 業務の効率性向上に係る取組について

機構は、経営の有効性及び効率性・経済性を高める観点から、様々な経営改善に取組み、効率的な業務運営等の推進に努めている。

① 経営のスリム化等の取組

機構は、限られたマンパワーで独自の専門性を発揮していくために、毎年度、本部・支店の人員配置等を見直し、経営資源の有効活用に努めている。

ア 理事長の指示のもと、「見直しの基本方針」に示された課題及び講すべき措置を確実に実施するとともに、機構が国民にとって身近で信頼され続けるよう、お客さま目線に沿った自己変革に取り組む等の観点から、大幅な組織改編に取り組んだ(平成23年4月1日に組織改正を実施)。具体的には、①従来の総務部、企画指導部および情報システム部を統合して新たに総務企画部とし、部長ポストを2ポスト削減するなどの管理部門の縮小、②従来の管理部を顧客業務部と改称するとともに、従来企画指導部に位置づけられていた経営支援室を顧客業務部に位置づけるなど顧客支援の強化、③職員の配置等の人事権限を各部長・支店長に付与することとし、課長代理以下の職員の部内配置は部長・支店長に委ねるなど柔軟な組織運営・効率的な業務運営の確保、などである。

イ 給与水準に関しては、監事監査において特定事項監査項目として監査を実施してきている。機構の給与水準が国家公務員の給与水準を上回ることについては、政策金融が事業の中核であり、人材確保等のため民間の金融部門等の給与実態を勘案する必要があること、

特殊法人改革による他法人からの事業継承もあり、250～260名の常勤職員で8事業・1業務を実施しており管理職の比率が高いことなど、一定の理解は得られるものと考えられる。

また、これまでに機構は、人件費の削減・抑制のため、組織のスリム化による管理職ポストの削減や、継続的な給与水準の見直し（直近では、平成22年4月管理職層の、平成23年4月中高年層の、それぞれ本俸の引き下げ）等により対応してきた。対国家公務員のラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）については、平成24年度において概ね100ポイントとするよう努めることとしているが、上述のような対応により着実に取組んでいると認められる。平成22年度の指数は102.2ポイント（前年度103.5ポイント）となった。

今後とも、継続して、人事給与体系の整備、メリハリのある人事評価制度の運用等に取組んでいく必要がある。

ウ 平成19年度から導入した「改善アイデア提案制度」については、平成22年度においても18件の応募があり制度が定着してきている。また、改善アイデアについては、実現可能なものから順次実施してきている。

② 業務・システム最適化計画、業務の電子化等の推進

機構は、国の業務・システム最適化指針（ガイドライン）を踏まえ、情報システムを使用している主要な機構業務について、業務の効率性向上（業務・システムの効率化、運用コストの削減等）の観点から、平成20年2月に「業務・システム最適化計画」を策定し、平成20年度から順次実施に移している。

機構では、毎年度情報化推進計画を立て、情報化の推進や情報セキュリティ対策の強化等に計画的に取組んでいる。この中で、IT技術に精通した人材の育成などの課題に継続的に取組んできていることに加え、平成22年度には、幹部職員向け自己点検の実施や、新たにe-ラーニング形式による情報セキュリティ研修の実施など、情報化の進展に対応した態勢整備や施策の実施を積極的に推進している。

また、機構は、事務の効率性の向上と利用者の利便性の向上を進めるため、申請業務等の電子化に取組んできている。福祉医療貸付事業の貸付先が毎年提出する事業報告書等電子報告システムや退職手当共済事業の電子届出システムについて、これまで、利用者利便向上のための機能改善や機能追加を逐次実施してきている。これらの結果、平

成20年度から平成22年度へのシステム利用率の推移をみると、事業報告では6%→55%→64%、退職手当共済では75%→79%→81%へいずれも向上しており、利用者・機構双方にとって効率化が図られている。

③予算管理態勢の整備・推進

一般管理費等の経費執行については、経営企画会議に執行状況等を報告するなど、適正な執行管理に努めてきている。

予算については、平成21年度に策定された「新たな予算管理スキーム」に基づき、組織横断的な投資のチェックや年度計画に連動した予算執行管理等に対応している。

また、経費削減方策についても、既に会議のペーパーレス化等の多岐にわたる事項が実施に移されており、業務経費は着実に削減されてきている。こうした状況において、職員からは郵便料金の削減や官報公告費の削減など多くの経費削減策が提案され実施に移されていることなど、職員の経費削減・業務効率化への意識の高まりが見て取れる。

(7) 顧客サービス向上等の取組状況について

機構は、顧客サービスの向上を業務運営の主要な課題の一つと捉え、その推進に取組んでいる。

顧客サービスの向上に関しては、電子化の推進等々これまでにも述べてきたところである。加えて、例えば、福祉医療貸付においては、融資審査等のより効率的な実施に向け、融資の迅速化（受付から融資決定までの期間の短縮）や必要書類・手続の簡素化等に努めている。審査に要する日数は、平成22年度、福祉貸付は34日（前年度38日）、医療貸付は22日（前年度33日）に短縮されている。借入申込書類については、平成22年度、様式の統合・簡素化や他資料での代用等により、福祉貸付で30%以上、医療貸付で5%程度の削減を実現した。また、福祉貸付、医療貸付とともに、一定の要件のもとで、貸付利率に一定の利率を上乗せすることにより個人保証の免除を選択できる制度を平成22年4月より導入している。また、退職手当共済事業では、退職手当金支給に係る事務処理の見直しを図ってきており、平均処理日数の大幅短縮により、退職手当金の早期受給につなげている。

機構では、各事業における種々のアンケート調査や満足度調査の結果分析、関係団体からの要請・要望等の確認、また、お客さまの声制度に寄せられた要望等を受け止め、業務改善、顧客サービスの向上に役立て

ている。理事長の指示にあるように、今後とも、こうしたお客さま目線に立った顧客サービスの向上に努める必要がある。

(8) 契約業務の適正化への取組みについて

契約業務については、これまで、平成19年に策定した「随意契約見直し計画」に沿って見直しを進めてきており、当該計画における随意契約目標については平成21年度に達成済みである。

この間、随意契約の競争性のある契約への移行のみならず、所謂1者応札・1者応募への対応についても、調達マニュアルの作成、予定価格算定事務の態勢整備、「『1者応札・1者応募』に係る改善方策について」の策定・公表などに加え、契約監視委員会での意見も踏まえ、契約審査会にて、契約方式のみならず、入札仕様書の内容についても、競争制限的条項が入っていないかどうか、もっと競争を促進したりコストを下げたりする手立てはないかなど、厳格に吟味・審査する運営などを行ってきてている。

平成22年4月には、改めて「随意契約等見直し計画」を策定し公表している。平成22年度における随意契約7件は真にやむを得ない契約と認められる。また、1者応札・1者応募となった案件についても、入札仕様書を入手したが応札しなかった業者に対してアンケートを行い、辞退理由を把握したうえで、問題点・今後の対応策の検討を行うなどの対応を行っている。

外部有識者と監事からなる契約監視委員会については、平成21年度に続き平成22年度にも開催し、その概要をHPにて公表している。機構は、こうした契約監視委員会など外部の意見も積極的に取り入れつつ、引き続き一層の公正性・透明性の確保やコスト削減に努める必要がある。

機構における1者応札・1者応募のひとつの契約分野として既存システムの改修業務に係る契約がある。これらのシステム改修契約についても既に一般競争入札に移行しているが、一方で、一般競争入札については、所謂“安からう悪からう”的リスクが存在する。例えば、貸付電算システムは2-3のサブシステムを持つ機構の基幹システムであるが、貸付制度の変更に伴うシステム改修について、仮に“安からう悪からう”的結果となった場合、システム改修の大幅遅延やシステム不具合の発生により機構業務に重大な影響を及ぼすことになりかねない。「システム障害による業務停止リスク」はリスク対応計画において優先対応リスクと位置づけられており、システム改修業務の調達においても十分なリスク判断に基づいて行われる必要がある。契約監視委員会の意見にあるよう

に、今後新たにシステムを採用する場合には、その後の改修や保守・運用に他の業者も参入しやすい汎用性の高い開発を行うことが必要であるが、当面の既存システムの改修については、システムリスクの観点からも契約の在り方について改めて検討する必要があるように思われる。

(9) 広報・情報発信の取組状況について

機構の広報活動については、各事業の広報を基本とする多様な取組が行われている。

広報の重要性に鑑み、平成20年度に機構の「広報活動方針」を定め、その基本方針の下、毎年度、広報計画を策定し、ホームページや広報誌、各種パンフレットなどあらゆる広報分野で「お客さま目線に立った、わかりやすい広報」を実施することとして、各分野毎のアクションプランを立て実施している。

平成22年度においては、機構HPを全面刷新した。新HPでは、画面移動やアクセスなど利用者の利便性を向上したこと、高齢者や障害を持つ利用者の利便のため音声対応を可能としたことなどが特長である。また、各部にて情報を掲載することができるようになり、迅速な情報掲載が可能となった。なお、HP刷新に当たっては競争入札によって開発・運営コストの削減が図られている。

情報提供活動は、機構の重要な役割の一つであり、平成23年度経営方針においても情報発信の強化が挙げられているが、機構の専門性・独自性を活かし、福祉医療施設等の経営に役立つ情報の発信をはじめ、各種の情報発信に一層努める必要がある。

(10) 資金運用・調達等の状況について

① 資金運用については、心身障害者扶養保険資金の運用と一般勘定等の余裕金（日々の収入と支出の差額から発生する資金）の運用が行われている。

なお、旧長寿・子育て・障害者基金については、前述の通り、平成22年度中に国庫に返納済みである。

ア 心身障害者扶養保険資金の平成22年の運用実績は、不況な市場動向を背景に0.35%の運用利回りにとどまった（前年度5.70%）。

イ 一般勘定等の余裕金の運用は、安全かつ効率的に実施されている。このうち、共済勘定については、余裕金が積み上がってきていることから、平成23年度に入り、給付費支払準備金に相当する部分の運

用を長期化し、運用効率の向上を図っている。

- ② 福祉医療及び年金担保貸付事業等の貸付原資調達のため、平成22年度には790億円の財投機関債（福祉医療機構債券）を発行している（10年債200億円、3年債590億円）。ALM分析の活用等により金利リスクの低減を図るべく発行計画が策定されている。また、市場実勢に沿った発行条件の設定や積極的なIR活動の成果もあり、発行時における国債上乗せ利率は前年度の0.10～0.20%から0.08～0.09%へ大幅に縮小しているが（機構にとって条件が良化）、債券は円滑に販売された。
- ③ 経営指導事業及びWAMNET事業については、自己収入の確保に努めており、経営指導事業は49百万円（前年度45百万円）、WAMNET事業は27百万円（前年度20百万円）の収入を上げている。

以上